

九州大学公益通報窓口

通報することができる人（以下のうち、退職後1年以内の労働者を含む）

- 本学全構成員（派遣労働者含む）
- 本学との委託契約に基づき本学業務に従事している労働者

通報したことで不利益な扱いを受けることはありません

通報したことによる解雇、降格、減給、退職金の不支給、役員の報酬減額、損害賠償請求は、法律により禁止されています。

通報に関する秘密は保持されます

公益通報業務の従事者は、通報内容及び個人情報について守秘義務があります。

部下等からの不正行為の報告も公益通報にあたる場合があります

部下等から不正行為の報告があった場合は、通報窓口へご連絡ください。

もしかして法令違反かも・・・

そんなときは、**通報窓口**にご連絡ください



- 書類を改ざんしている
- 法定の検査を行っていない
- 大学の備品を不正に持ち帰っている
- 架空の出張を申請している 等

【学内通報窓口】

九州大学監査・コンプライアンス室
住所 〒819-0395 福岡市西区元岡744
電子メール tuho@jimu.kyushu-u.ac.jp
TEL 092-802-6648
FAX 092-802-2186

【学外通報窓口】

姪浜法律事務所（担当弁護士 武藤糾明）
住所 福岡市西区姪の浜4-8-2
えきマチ1丁目ビル3階
電子メール mei-1f@kdt.biglobe.ne.jp
TEL 092-894-1781
FAX 092-894-1782

公益通報について

内部通報制度は、不正を早期に発見・是正して法人と従業員を守るための制度です。内部通報制度の積極的な活用により、不正行為を早期に発見し、是正を図ることができます。これは本学に対する信用の失墜を防ぐとともに、本学と教職員を守ることにつながります。内部通報のうち、公益通報者保護法が定める要件に該当するものが、公益通報として、同法による保護を受けます。

公益通報者保護法が定める要件

- ①労働者等が、②役務提供先の不正行為を、③不正の目的でなく、④一定の通報先に通報すること。

①労働者等とは、本学及び本学の取引業者の役員、教職員、派遣社員、アルバイト、パートタイマーなどです。また、退職してから1年以内の退職者も含まれます。

②対象となる通報は、公益通報者保護法で定められた法律に違反する犯罪・過料対象行為等です。

③不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的などで通報した場合は、公益通報にはなりません。

④通報先は、1)本学学内・学外通報窓口、2)行政機関（文部科学省等）、3)その他の事業者（マスコミ・消費者団体・労働組合等）です。

公益通報者保護法による保護

公益通報を行った者（公益通報者）は、公益通報をしたことを理由とした事業者による不利益な取扱いから保護されます。

①解雇の無効

公益通報をしたことを理由として事業者が公益通報者に対して行った解雇は無効となります。

②解雇以外の不利益な取扱いの禁止

公益通報をしたことを理由として事業者が公益通報者に対して解雇以外の不利益な取扱い（降格、減給、退職金の不支給、役員の報酬減額等）をすることは禁止されています。

③損害賠償の制限

公益通報をしたことを理由として事業者が公益通報者に対して損害の賠償を請求することはできません。

